

学校法人東海学園役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人東海学園（以下、「学園」という。）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、寄附行為第5条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- 二 理事長とは、寄附行為第14条第2項に規定する理事長をいう。
- 三 副理事長とは、寄附行為第14条第3項に規定する副理事長をいう。
- 四 業務執行理事とは、寄附行為第14条第5項に規定する業務執行理事をいう。
- 五 常勤理事とは、理事のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- 六 職員理事とは、常勤理事のうち、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与を支給している者をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- 七 非常勤理事とは、本条第五号以外の理事をいう。
- 八 常勤監事とは、監事のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- 九 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- 十 評議員とは、寄附行為第5条第2項に規定する評議員をいう。
- 十一 職員評議員とは、評議員のうち、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。
- 十二 報酬等とは、報酬、手当、その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学校法人東海学園給与規則及び学校法人東海学園退職手当に関する規程に基づくものを含まない。
- 十三 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、無報酬とすることができる。

- 一 理事長、副理事長、常勤理事（理事長、副理事長、職員理事を除く。）、職員理事、常勤監事及び非常勤監事に対しては、月額報酬を支給する。
- 二 非常勤理事及び評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- 三 業務執行理事に対しては、前二号の報酬に業務執行理事手当を加算する。

2 職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(役員の報酬額)

第4条 理事長、副理事長、常勤理事（理事長、副理事長、職員理事を除く。）、職員理事、常勤監事及び非常勤監事に対する報酬月額、別表1のとおりとする。

2 非常勤理事に対する報酬日額は、別表2のとおりとする。

3 業務執行理事に対する業務執行理事手当は、別表3のとおりとする。

(評議員の報酬額)

第5条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表4のとおりとする。

(交通費及び費用)

第6条 常勤理事及び常勤監事には、学校法人東海学園給与規則を準用して通勤手当を支給する。

2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

3 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、学校法人東海学園旅費規程を準用して旅費を支給する。

4 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の支給方法）

第7条 理事長、副理事長、業務執行理事、常勤理事（理事長、副理事長、職員理事を除く。）、職員理事、常勤監事及び非常勤監事に対する報酬等の支払時期は、毎月25日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、繰り上げて支払うものとする。

2 非常勤理事及び評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込む。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

第8条 新たに理事長、副理事長、業務執行理事、常勤理事（理事長、副理事長、職員理事を除く。）、職員理事、常勤監事又は非常勤監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長、副理事長、業務執行理事、常勤理事（理事長、副理事長、職員理事を除く。）、職員理事、常勤監事又は非常勤監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の所定労働日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第9条 この規則により、計算額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（作成）

第10条 学園は、毎会計年度終了後3月以内に、理事会においてこの規則の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

（公表）

第11条 この規則は、学園のホームページに公表する。

（補則）

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第13条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行をもって、「学校法人東海学園役員の報酬等に関する規則」は廃止する。

別表1（第4条第1項関係）

理事長	月額 100万円
副理事長	月額 100万円
常勤理事（理事長、副理事長、職員理事を除く。）	月額 50万円

職員理事	月額 5万円
常勤監事	月額 50万円
非常勤監事	月額 5万円

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

非常勤理事	日額 3万円
-------	--------

別表 3 (第 4 条第 3 項関係)

別表 1 若しくは別表 2 の報酬額に加算して支給する。

業務執行理事	月額 3万円
--------	--------

別表 4 (第 5 条関係)

評議員 (職員評議員を除く。)	日額 3万円
-----------------	--------